第33回

羽村市都市計画審議会議事録

令和3年6月24日(木)

羽村市都市建設部都市計画課

第33回羽村市都市計画審議会議事録

1. 開催日時

令和3年6月24日 (木) 10時~11時

2. 開催場所

羽村市役所西庁舎5階委員会室

3. 出席者

(1)出席委員

櫻沢 康 委員 浜中 順 委員 富永 訓正 委員 山崎 陽一 委員 水野 義裕 委員 露木 諒一 委員 宮川 修 委員 吉川 徹 委員 鈴木 將史 委員 高橋 宏彰 委員 髙宮 恭一 委員 小作 あき子 委員 森崎 勝巳 委員

(2) 市側出席者

羽村市長 橋本 弘山 副市長 井上 雅彦都市建設部長 山本 和晃 産業環境部長 橳島 孝文 生活環境課長 池田 浩幸参与 阿部 敏彦

(3)事務局

都市計画課長 橋本 雅央 都市計画課係長 伊藤 雄路 都市計画課主任 安井 義明

4. 欠席委員

浅井 勉 委員 甲斐 重孝 委員(代理人出席あり)

5. 議事

1 議案

第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく

一般廃棄物処理施設(バイオガス発電所)の位置について

6. 傍聴者

4名

7. 配布資料

日程

議事

議案 第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく

一般廃棄物処理施設 (バイオガス発電所) の位置について

その他

資料1 羽村市都市計画審議会条例

資料 2 羽村市都市計画審議会運営規則

資料3 羽村市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領

- ○都市計画課長(橋本雅央) ただいまから、第33回羽村市都市計画審議会を開会いたします。 開会に当たりまして、橋本市長よりご挨拶を申し上げます。
- ○市長(橋本弘山) 開会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より羽村市の都市計画行政につきまして、ご理解とご協力 を賜り厚く御礼申し上げます。

また、第33回羽村市都市計画審議会の開催にあたり、何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。はじめに私事になりますが、先の市長選挙におきまして、今後4年間、市政運営の重責を担わせていただくこととなりました。財政健全化をはじめ、課せられた使命は大変重く厳しいものと承知をしておりますが、私はこれまでの慣例や慣習に囚われることなく市民の幸せ、羽村市の発展のため職員とともに汗を流し知恵を絞り全力で市政運営に取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、現在、羽村市においては、まん延防止等重点措置が適用されており、感染力が非常に高い とされる変異株の割合が高く、更なる感染が懸念され、より一層の警戒と感染防止の徹底が求めら れている中で、審議会委員の皆様におかれましても感染防止対策に努められ、それぞれの立場でご 尽力されていることに感謝申し上げます。

さて、市では現在、令和4年度からの10年間について、羽村市のまちづくりの基本理念と将来像を明らかにし、実現するための施策の方向性を示す第6次羽村市長期総合計画の策定に向け準備を進めているところです。都市計画の分野につきましては、本年3月に東京都で決定されました、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針などとの整合性を図りながら、住宅、商工業、防災、子育てなど、様々な視点から検討を進めていきたいと考えております。

本日の審議会ですが、羽村市都市計画審議会条例第3条に基づく学識経験者委員及び市民委員の 2年に1度の改選後はじめての審議会になりますので、はじめに会長並びに職務代理の選出、議席 を決定いただきまして、その後に審議事項であります一般廃棄物処理施設(バイオガス発電所)の 位置の1件についてお諮りをするものでございます。

委員の皆様方におかれましては、十分なご審議をいただくとともに、引き続き、羽村市の行政運営に対し一層のお力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。 ○都市計画課長(橋本雅央) それでは、審議に入ります前に、今回の審議会は2年に1度の委員 の改選後、はじめての審議会となりますので、委員の方のご紹介をさせていただきたいと存じます。

ご紹介はお手元に配付させていただいております、羽村市都市計画審議会委員名簿の順とさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。各委員さんのお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますが、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

はじめに、市議会議員の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

櫻沢康委員でございます。

- ○委員(櫻沢康) 櫻沢でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 浜中順委員でございます。
- ○委員(浜中順) 浜中でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 富永訓正登委員でございます。
- ○委員(富永訓正) 富永でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 山崎陽一委員でございます。
- ○委員(山崎陽一) 山崎でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 水野義裕委員でございます。
- ○委員(水野義裕) 水野でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) ありがとうございました。次に学識経験者としてお願いしております委員の皆さまをご紹介させていただきます。

元羽村市議会議員の露木諒一委員でございます。

- ○委員(露木諒一) 露木でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課(橋本雅央) 元羽村市農業委員会会長の宮川修委員でございます。
- ○委員(宮川修) 宮川でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 東京都立大学教授の吉川徹委員でございます。
- ○委員(吉川徹) 吉川でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 一級建築士の鈴木將史委員でございます。
- ○委員(鈴木將史) 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 次に関係行政機関の委員の皆さまをご紹介させていただきます。 多摩建築指導事務所長の浅井勉委員につきましては、本日都合によりご欠席の連絡をいただいて

おります。

西多摩建設事務所長の高橋宏彰委員でございます。

- ○委員(高橋宏彰) 高橋でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 福生消防署長の髙宮恭一委員でございます。
- ○委員(髙宮恭一) 髙宮でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇都市計画課長(橋本雅央) 福生警察署長の甲斐重孝委員につきましては、本日欠席のところ、

代理の方にご出席いただいております。交通課長の小崎和人様でございます。

続きまして、市民公募による委員の皆さまをご紹介させていただきます。 小作あき子委員でございます。

- ○委員(小作あき子) 小作でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 森崎勝巳委員でございます。
- ○委員(森崎勝巳) 森崎でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上が委員の皆様でございます。続きまして、羽村市の理事者を紹介させていただきます。橋本市長でございます。
- ○市長(橋本弘山) よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 井上副市長でございます。
- ○副市長(井上雅彦) 井上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 次に、職員を紹介させていただきます。 都市建設部の山本部長でございます。
- ○都市建設部長(山本和晃) 山本でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 産業環境部の橳島部長でございます。
- ○区画整理部長(橳島孝文) 橳島でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 阿部参与でございます。
- ○参与(阿部俊彦) 阿部でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 生活環境課の池田課長でございます。
- ○生活環境課長(池田浩幸) 池田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 都市計画課都市計画係の伊藤係長でございます。
- ○都市計画課係長(伊藤雄路) 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

- ○都市計画課長(橋本雅央) 都市計画課都市計画係の安井主任でございます。
- ○都市計画課主任(安井義明) 安井でございます。よろしくお願いいたします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 最後になりますが、改めまして、私、都市計画課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、お手元の審議会日程に沿って会議を進めさせていただきます。

初めに、日程1、会長並びに職務代理の選出になりますが、会長が決まるまでの間、前職務代理 者の 宮川修委員に座長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、宮川委員、座長をお願いします。座長席へお移りください。 それでは、宮川委員、よろしくお願いいたします。

○座長(宮川修) ただいま座長に指名されました宮川でございます。会長が選出されるまでの間、 スムーズな進行に努めていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、最初に、事務局より本会議の成立についての報告をお願いします。

○都市計画課主任(安井義明) それでは、審議会の成立要件についてご説明いたします。

資料1、羽村市都市計画審議会条例をご覧ください。審議会の成立要件につきましては、羽村市都市計画審議会条例第5条第2項に、審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない、と規定されております。本日の出席委員は13名であります。条例第5条第2項に定める出席委員が2分の1以上の定足数に達しておりますので、本会議が成立することをご報告させていただきます。なお、福生警察署長の甲斐様におかれましては、ご都合により代理の方にご出席をいただいておりますが、出席者数に含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。

○座長(宮川修) ただいま、事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので本審議会の成立を確認しました。

次に、日程1、会長の選出を行いたいと思いますが、選出にあたっての条件等について事務局から説明をお願いします。

○都市計画課主任(安井義明) それでは、会長の選出につきまして説明させていただきます。資料は同じく審議会条例をご覧ください。条例第4条第1項により、審議会に会長を置き、とあり、

会長は第2条第1項の委員、すなわち学識経験のある委員のうちから、選挙によってこれを定める と規定しております。

この規定に基づきまして、学識経験のある委員のうちから選出をお願いしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

- ○座長(宮川修) ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長は学識経験のある委員から の選出となります。次に、選出方法についてですが、いかがいたしましょうか。
- ○委員(鈴木將史) 座長。
- ○座長(宮川修) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木將史) 4名の学識経験者の中から選出をするということになっておりますので、指名推薦による会長の選出がよろしいかと思います。
- ○座長(宮川修) ただいま指名推薦でという発言がありましたので、会長の選出を指名推薦という選挙方式で行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○座長(宮川修) 異議なしということで、会長の選出方法については指名推薦により行うことと いたします。それでは、学識経験者の4名の中から推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○委員(鈴木將史) 座長。
- ○座長(宮川修) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木將史) 会長には、10年間本審議会の会長として会議の運営に精通されており、また、元市議会議員として行政にも都市計画にも広い見識を持っておられる露木諒一委員を推薦いたします。
- ○座長(宮川修) ただいま、露木委員を推薦するというご発言がございましたが、他にご意見や ご推薦はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

他にご意見、ご推薦がございませんので、露木委員を会長とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしということで、露木委員を会長とすることで決定させていただきます。

ここで会長が決定いたしましたので、これからの「議事進行」につきましては、私から露木委員

に引き継ぎをさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

○都市計画課長(橋本雅央) 宮川委員、ありがとうございました。それでは、露木委員、会長席 へお移りくださいますよう、お願いいたします。

それでは、露木会長、よろしくお願いいたします。

○会長(露木諒一) 皆様、こんにちは。ただいま皆様からのご推挙をいただきまして、会長を務めさせていただくことになりました露木でございます。これからの任期中、会長職を務めさせていただきますので、皆様のご協力、何卒をよろしくお願いいたします。

また、本日はコロナ感染がまだまだ収まらない中、お忙しいなか、羽村市都市計画審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、引き続きまして、職務代理の選出を行いたいと思いますが、選出にあたっての条件などにつきまして事務局より説明を願います。

○都市計画課主任(安井義明) それでは職務代理の選出につきましてご説明申し上げます。職務 代理につきましては、同条例第4条第3項に、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名す る委員がその職務を代理する、と規定されております。

なお、参考でございますが、今まで、職務代理の指名に当たりましては、学識経験のある委員の 中から指名されております。以上でございます。

○会長(露木諒一) ただいま事務局から職務代理の指名について説明がありました。今までと同様に、学識経験のある委員の中から私が指名をさせていただきます。私といたしましては、前回も職務代理をお願いいたしました、宮川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、宮川委員を職務代理とすることに決定いたします。

次に、日程2、議席の決定についてでありますが、議席の決定方法について事務局から説明をお 願いします。

○都市計画課主任(安井義明) それでは、議席の決定方法につきましてご説明申し上げます。資料2、羽村市都市計画審議会運営規則をご覧ください。委員の議席につきましては、同運営規則第4条で、委員の議席は、最初の会議において会長が定める、と規定されております。この規定に基づいて、議席の決定につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

○会長(露木諒一) ただいま事務局から説明がありましたように、都市計画審議会運営規則に基

づきまして、私のほうで議席を決定させていただきたいと思います。

お手元にございます、羽村市都市計画審議会委員名簿の順で、櫻沢康委員を議席番号1番といた しまして、順に、森崎委員まで連番の議席番号とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしということで、議席は今回の名簿順とさせていただきます。なお、名簿の議席番号が 空欄になっておりますので、櫻沢委員を1番とし、森崎委員の15番まで、順に議席番号を記入し ていただきたいと思います。

次に、議事録署名委員の選任ですが、議事録署名委員は議席番号順にお願いすることとしております。本日の議事録署名委員は、議席番号1番の櫻沢委員と議席番号2番の浜中委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、櫻沢委員、浜中委員、よろしくお願いします。

次に、会議の公開・非公開でございますが、本日の会議は公開で行うものといたします。

議事に入ります前に、本日、傍聴の申出がございます。委員の皆様に、お諮りさせていただきま す。傍聴を認めたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

傍聴をお認めいただきましたので、これより傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴の方につきましては、羽村市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領を守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、資料はお持ち帰りいただけないこととしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程3、議案第1号、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設(バイオガス発電所)の位置について、につきまして審議に入ります。

議案の提案説明をお願いします。

○市長(橋本弘山) それでは、議案第1号、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、一般廃棄物処理施設 (バイオガス発電所) の位置につきましてご説明いたします。

本件は、当該施設が建築基準法施行令第130条の2の2に定める、位置の制限を受けるごみ処理施

設に該当することから、建築基準法第51条において、位置が都市計画決定されているもの若しく は同条ただし書きにより、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上 支障がないとした場合に許可が可能となります。

本施設については、その位置が決定されていないため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である東京都が許可するにあたり、本施設の敷地が所在する羽村市に対して、都市計画上の支障の有無について羽村市都市計画審議会へ付議いただきたい旨の依頼がありましたので、本審議会に諮問するものです。

詳細につきましては都市計画課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ (都市計画課長) 本議案の詳細説明の前に、建築基準法第51条ただし書きにつきましてご説明 いたします。本日配布しております議案第1号の参考資料、1枚目をご覧ください。

建築基準法第51条は、都市計画区域内において卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が当該市町村の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない、としております。つまり、本議案の施設については、都市計画法に基づいて、その敷地の位置が都市計画決定している場合か、建築基準法第51条ただし書きにより、当該施設の所在する自治体、すなわち、羽村市の都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁である東京都が、その敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可した場合でなければ、建築することができないことになります。

当該施設については、同法第51条のその他政令で定める処理施設として、建築基準法施行令第130条の2の2第1項に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項の1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設に該当するため、東京都から羽村市に対して、本施設の位置が都市計画上支障がないかについて、羽村市都市計画審議会への付議依頼があったことから、今回、諮問させていただいたものでございます。

それでは、本議案の詳細説明をいたします。お手元の議案第1号資料、1ページをご覧ください。 一般廃棄物処理施設(バイオガス発電所)の位置について(建築基準法第51条ただし書きの規定に よる特定行政庁の許可)になります。まず、上段の表の左の項目から右へ順に説明いたします。施 設の名称が株式会社西東京リサイクルセンター。位置につきましては羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3 ほか。敷地の位置する用途地域は工業専用地域。事業主体は羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3、株式会社 西東京リサイクルセンター。計画はバイオガス発電所、一般廃棄物処理施設。既存施設を利用して、 新たに一般廃棄物の処理を行うため用途の変更を行うものです。処理能力等は1日あたり168トン、 これは既存施設の処理能力で、この処理能力の範囲内で新たに一般廃棄物を追加処理するものでご ざいます。位置等の詳細については、後ほど図面により説明させていただきます。

次に下段の表をご覧ください。施設概要についてご説明いたします。名称は、株式会社西東京リサイクルセンター。施設概要等ですが、バイオガス発電所、構造が、鉄骨造地上2階建ての既存建築物になります。敷地面積が3,320.49㎡、建築面積が751.16㎡、延べ面積が881.27㎡、建築物の高さが、9.52m。これらの施設規模については、すべて既存施設を利用するもので、増築、改築等は一切ありません。

次に廃棄物の種類ですが、今現在、既にバイオガス発電所として操業されており、動植物性残渣、 有機汚泥、有機廃油、有機廃酸、有機廃アルカリの産業廃棄物、これらに加えまして、一般廃棄物 である事業系の生ごみを追加処理するものでございます。

次に処理方法ですが、発酵処理で、これらの廃棄物を発酵処理することにより、メタンガスを抽 出し、このガスを利用して発電を行うものであります。

また備考としまして、本施設は令和2年8月に稼働を始めており、既存施設、既存設備を利用し、引き続き操業を行っていく計画としております。

次に最下段の理由ですが、冒頭にもご説明しておりますが、本施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に掲げられる1日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物処理施設に該当し、特定行政庁である東京都が、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、羽村市都市計画審議会の議を経る必要があることから、当市へ付議依頼があったもので、このたび当該施設の敷地の位置にかかる都市計画上の支障の有無について諮問するものであります。続きまして、2ページ目をご覧ください。位置図になります。本施設の位置は、図面右上の黒枠に斜線部分、申請場所と記載しております。図面の中央を左上から右下にJR青梅線が通り、その右側、青梅線より東側の土地区画整理事業が完了した地区に位置しています。

次に、3ページをご覧ください。計画図になります。申請場所の周辺は左側が日野自動車、上下及 び動物公園通りを挟んで右側は工場や倉庫、事業所となっております。 次に、4ページをご覧ください。用途地域図になります。赤く示した箇所が当該申請場所で、工業専用地域に立地しております。周辺一帯が水色に着色しております工業専用地域となっておりまして、工業専用地域には東京都の許可により立地が可能な施設となっております。

次に、5ページをご覧ください。付近の見取図になります。当該申請地が図面中心の斜線部分で、そこから半径約330メートルのところ、図面の上側に住宅があります。さらに半径500メートルを超える部分には小学校や高等学校、特別支援学校、診療所や病院、特別養護老人ホーム、保育園などが所在してございます。

次に6ページ、搬出入経路図をご覧ください。搬入経路につきましては、図面下側の水道道路、都市計画道路で16m道路になりますが、この方向から当該申請場所の前面道路である動物公園通り、ここも16mになりますが、実践の矢印で示した経路となっています。また、搬出経路は当該申請地から図面上側の破線の矢印で示した経路になりますが、国道16号や新青梅街道へ通じる経路となっておりまして、住宅地内などの生活道路を通過するようなルートにはなってございません。

次に7ページをご覧ください。既存施設の外観となります。

左の遠景の写真ですが、写真中央の円筒形の施設が発酵処理施設になります。右側の四角い建物が廃棄物を受け入れる保管場所で、運搬車両が乗り付けて、産業廃棄物、一般廃棄物をおろして、処理前に一時的に保管する場所となっております。施設前面の道路は、動物公園通りで幅員16メートルの都市計画道路になっており、3.5メートルの歩道が両側に設置されているとともに、車道部が交互通行の9メートルの幅員となっており、搬出搬入に利用される道路となっております。

次に右側の写真、近景写真ですが、左側が発酵処理施設、右側が保管場所、中央部の通路の奥に 設備を稼働させるための発電機などがあります。

それでは、もう一度、議案第1号の参考資料をご覧ください。2ページ目になります。本施設の許可申請等までの経過ということで、既施設の許認可等及び今回の一般廃棄物処理施設への用途変更に伴う許可申請等の経過について記載しておりますのでご参考としてください。

また、事業主は令和2年8月18日の本施設の当初の操業にあたり、事前に町内会及び隣接事業所に対して説明を行い、理解を得たうえで稼働をはじめたもので、今回の許可申請にあたりましても同様に、あらためて当該施設周辺の町内会や隣接事業所に対して説明を行ったところ、当初の工場設置申請時に説明を受けており、既存施設の増改築、規模、設備等を変更しないのであれば問題はい旨のご意見をいただいていることを申し添えます。

以上で、議案第1号、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、一般廃棄物処理施設(バイオガス発電所)の位置についての説明を終わります。

○会長(露木諒一) 以上で議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○委員(浜中順) 二点ほどあります。一点目ですが、今の説明で近隣の町内会とか隣接事業所に対して説明をした所、問題が色々と無いという事でしたけれども、これまでの産業廃棄物のみの運転について、悪臭とか振動、廃棄物運搬車両による交通上の問題点など、周辺からの苦情は全くなかったのか否かお伺いします。

○産業環境部長(橳島孝文) 昨年の稼働以来、市に寄せられた苦情が一件、臭気に関する苦情が ございました。こちらについては、会社の方に連絡をしまして対応いただきましたが、この施設か ら出ている臭気であるか特定できないという事と、会社の方で独自に測定した結果、基準以下であ るということが判明しております。会社の方では、これらを踏まえて改善措置が図られたという事 で、その後同様の苦情は一切寄せられておりません。

○委員(浜中順) 改善措置がされたということですが、具体的にどのような改善措置がされたのかお伺いします。

○産業環境部長(橳島孝文) 施設そのものの脱臭設備の24時間運転、また施設出入口のシートシャッター及びエアーカーテンの稼働、施設清掃に次亜塩素酸水を使用、発酵タンク余剰ガスのガスフレアにて燃焼処理がされたという事と、苦情が寄せられました地下においては施設の停止及び余剰ガスの燃焼処理を停止したというような取り組みがされているということであります。測定結果については基準値以内となっていると報告を受けているので問題はないと捉えております。

○委員(浜中順) 二点目ですが、一般廃棄物を加えることによって、処理能力を超えるようなことが今後ないのかどうかお伺いします。

○都市計画課長(橋本雅央) 基本的には今回の施設につきましては、既存の一日当たりの処理量が168トンというもので、特に施設の増設等はございませんので、この処理能力の範囲内で行いますので、一般廃棄物が追加されたとしても168トンの処理能力の範囲内で収まるということでございます。

○委員(浜中順) 参考までにお伺いしますが、今後、稼働に対する検査体制について、ちゃんと 適合しているか、色々問題点が無いかという事に対して、羽村市が監督をするのか、東京都が監督 をするのかについてお伺いします。

- ○産業環境部長(橳島孝文) 一般廃棄物処理施設の設置の許可につきましては東京都で行い、その後の手続についても東京都で行います。
- ○委員(浜中順) 許可がされた後の通常的な監督というのは東京都なのか羽村市なのかお伺いします。
- ○産業環境部長(橳島孝文) 市といたしましては工場認可をしている施設でありますので、工場 認可の主旨に沿って確認はしてまいります。
- ○職務代理(宮川修) 施設の処理能力は168トンという事ですが、一般廃棄物と産業廃棄物を 含めた処理能力が168トンという事で、増改築を行わないという事は、現在の産業廃棄物の処理 に十分余裕があるので一般廃棄物を受け入れるという解釈でよろしいでしょうか。
- ○都市建設部長(山本和晃) 現在の産業廃棄物の処理量が約40トン、今後一般廃棄物が30トン程度入ってくるということで、合計約70トンの処理量で当面稼働していくと業者から聞いています。
- ○委員(富永訓正) 三点ほどお伺いします。従来の産業廃棄物に加え一般廃棄物が追加されるという事ですが、事業系生ごみを受け入れることによって従来の産業廃棄物の処理工程や方法が変わる部分があるのかどうかお伺いします。
- ○都市建設部長(山本和晃) 特段、処理方法が変わることはないということでございます。
- ○委員(富永訓正) 次に搬入車両のルートの説明がありましたが、搬入車両のタイプや大きさ等 詳細についてお伺いしたいという事と、一日当たりの出入り台数についてお伺いします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 台数につきましては、施設自体の稼働は24時間ですが、搬入については一日8時間となっておりまして、一日当たり35台を予定しております。搬出については一日当り4台、合計39台となっています。車両タイプについては、いわゆるパッカー車と生ごみを入れるダンプを使用すると聞いております。
- ○委員(富永訓正) 次に、都市計画上の支障の有無について、どのような視点から検証されて支 障が無いと判断したのか説明をお願いします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 都市計画上の支障の有無についてですが、道路については前面道路が16メートルで歩道のある広幅員の道路であり、搬入搬出についても時間を区切り道路上に車両の滞留がないような形をとっており、また、周辺を含め工業専用地域であることから、都市計画上

は支障がないと捉えております。

- ○委員(森崎勝巳) 廃棄物を発酵処理してメタンガスを抽出して発電の用に供するということですが、今までは産業廃棄物だけだったものを、それに加え一般廃棄物も加えるということで、メタンガスの発生量を増やし発電量を上げるという趣旨もあるのかお伺いしたい。
- ○都市建設部長(山本和晃) そのような趣旨もございます。
- ○委員(山崎陽一) 用途変更ということですが、この会社が既に東京都から許可を得て建設され 現在稼働していますが、今までは産業廃棄物ということで食品工場や企業から排出されたものを受 け入れていたということですが、今度は食品廃棄物などの一般廃棄物を受け入れるということでよ ろしいでしょうか。
- ○都市計画課長(橋本雅央) これまでは産業廃棄物は食品加工工場などから排出される動植物性 残渣等を取り入れて発電していましたが、今回は市内等にあるサービス業であり小売業であるコン ビニエンスストアやレストラン等から出る残渣を一般廃棄物として、事業系のゴミとして受け入れ ることによってということですので、委員のおっしゃるとおりでございます。
- ○委員(山崎陽一) 産業廃棄物を発酵処理して発電しているということで、現在40トンということで最高で168トンということですが、確かベンツの機械を使って年間800万キロワット、一般家庭1,500世帯の一年分電気量との説明を以前聞いたことがありますが、実際に発電量がどの位になり利用されるのか、また、羽村市民が使用できるのか又はどこかの電力会社に売電されるのかということが分かればお伺いしたい。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 発電量につきましては、現在40トン程度搬入しており、一日1万キロワットであると伺っており、更に一般廃棄物を30トン追加しますと、推計値ですが一日1万5千から2万キロワットになると伺っております。発電した電気につきましては再生エネルギーとして東京電力に売電されていると伺っております。
- ○委員(小作あき子) 二点ほどあり、一点目は、処理能力が一日168トンで、現在は30トン加えて70トンということで、現在の処理量を増やす計画はございますでしょうか。増やすとしたらどのような影響が出てくるのかお伺いします。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 現段階では、当面は一日70トン程度と伺っておりますが、今後、 市内で事業系一般廃棄物として出される所があれば、処理量として増えてくるものと考えておりま す。ただし、168トン以上は施設上処理できないものであり、現実的には受け入れ能力として多

くても100トン位が最大であろうと伺っております。また、車の台数も一日当たり40台程度、 一時間当たり4、5台であり、処理量が増えても交通に影響は少ないと考えております。また、処理方法も変わりませんので、臭気対策等も変わらないと捉えております。

- ○委員(小作あき子) 次に手続き的なことをお伺いいたします。今回、都市計画審議会に諮られているのは処理量が追加になるからということですが、既に産業廃棄物の処理施設として稼働しており、これまでの経過のところに市の審議会等に付議されたという事が記載されていませんが、この施設が建設されるときに、市の審議会等で検討されたりとか調査されているのかお伺いします。 ○都市計画課長(橋本雅央) 都市計画課としての立場から申し上げますと、産業廃棄物で発電している処理施設につきましては、特定行政庁である東京都から建築確認申請が下りれば施設自体は建築することが可能ということで、羽村市では建物に関する事について、都市計画上の許認可等が特段あるのもではございません。
- ○委員(小作あき子) 都市計画とは少し離れるかも知れませんが、環境に関わってくるような施設になりますので、産業廃棄物処理施設として建設されるときに、何らかの審議会や機関等で検討されたりとか調査されたりしたことはありますでしょうか。
- ○産業環境部長 (橳島孝文) 市の環境審議会において審議をいただいて、問題がないという結論 をいただいております。
- ○委員(櫻沢康) 処理工程については変更しないということですが、廃棄物の種類が増えたことによって処理が大丈夫かどうかということを、建設先若しくは設計元に確認したのか伺います。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 建築許可申請の書類については、既に特定行政庁である東京都の建築指導事務所に一式の書類が出されております。この申請を受けて東京都から羽村市に付議依頼がありましたので、その容量と処理能力が可能だということの中での東京都からの依頼という形で捉えております。
- ○委員(山崎陽一) 西東京リサイクルセンターのバイオガス発電というのは温暖化防止の対策になるのかどうか、九州に芋焼酎発電というのがあり芋焼酎を作る時に出た廃棄物からバイオガス発電を行って環境大賞を受けていると思うんですが、このバイオ発電も、そういう意味で再生可能エネルギーということで価値があるものなのか、また、そのように評価していいのか確認したい。
- ○産業環境部長 (橳島孝文) バイオガス発電でありますので再生可能エネルギーということになります。また、CO2の排出削減等に寄与する施設であると捉えております。

○会長(露木諒一) 他にございますか。無いようですので、それでは、採決を行いたいと思います。

議案第1号につきましては、当該施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(露木諒一) ありがとうございます。なお、議案第1号の決定の答申書の作成につきましては私と事務局にお任せいただき、私から市長に答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○会長(露木諒一) ありがとうございます。次に、日程4、その他に移ります。事務局から、何かありますか。
- ○都市計画課長(橋本雅央) 特にございません。
- ○会長(露木諒一) 事務局からは以上となりますが、他に何かありますでしょうか。 無いようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、第33回羽村市都市計画審議会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午前11時閉会